

権利関係⑩

時効

○×式確認問題

【問題】

＊ 解答をするときは、必ずどこで判断したかを、下線を引くなどして明確にチェックを入れて、正誤判断をすること。不明なところは？マークを入れておくと後から復習しやすい。

- 1 20年間、平穩かつ公然と他人の所有する土地を占有した者は、占有取得の原因たる事実のいかんによっては、当該土地の所有権を取得できない。
- 2 Aが善意無過失でBの所有地の占有を開始し、所有の意思をもって平穩かつ公然に7年間占有を続けた後、その土地がB所有の物であることを知った場合、Aは、その後3年間占有を続けても、その土地の所有権を時効取得するはできない。
- 3 A所有の土地を、Bが、占有開始時に悪意で所有の意思をもって平穩かつ公然に8年間占有し、その後、善意無過失のCがBから当該土地の譲渡を受けた場合、Cは12年間占有しないと取得時効を主張することができない。
- 4 AがBに土地を売った場合において、代金支払期日をBの父が死んだ時と定めたときは、Aの代金請求権の消滅時効は、支払期日到来後、Aから請求を受けたときから進行する。
- 5 時効完成后に債務者が債務を承認した場合、当該債務者が時効の完成を知らなければ、完成した消滅時効を援用することができる。
- 6 AのBに対する債権について、AがBに対し訴訟により弁済を求めても、その訴えが却下された場合でも、時効の完成は6か月間猶予される。